小児慢性特定疾病医療費支給認定手続き(変更)の提出書類について

No.	変更の内容	主な必要書類
ı	受診者、保護者の氏名や住所が変	・受給者証
	わったとき	・同意書
		・ 小児慢性特定疾病医療受給者証等記載事項変更届(様式第5号)
2	受診者、保護者の加入する健康保	【共通】
	険の種類が変わったとき	・受給者証
	(加入する健康保険の種類によって	・同意書
	提出書類が異なります。) 医療保険の資格情報が確認できる資料は、次の I~4 のいずれかをご提出ください。 1. 健康保険証 2. 資格確認書 3. 資格情報のお知らせ 4. マイナポータルの「資格情報 画面」の写し	· 小児慢性特定疾病医療受給者証等記載事項変更届(様式第5号)
		・ 医療保険上の所得区分に関する情報提供等についての同意書 (様式
		第7号)
		※ 健康保険の種類の変更に伴い、所得区分が変更となる場合には、上記
		に加え、「小児慢性特定疾病医療費支給認定申請書/登録者証申請
		書(様式第1号)」が必要となる場合があります。
		【国民健康保険組合に加入される方】
		・ 新しい医療保険の資格情報が確認できる資料の写し
		→ 同じ健康保険に加入している方全員(受診者と同一世帯)
		· 市民税·県民税(所得·課税)証明書
		→ 同じ健康保険に加入している方全員(受診者と同一世帯)
		【国民健康保険に加入される方】
		・新しい医療保険の資格情報が確認できる資料の写し
		→ 同じ健康保険に加入している方全員(受診者と同一世帯)
		· 市民税·県民税 (所得·課税) 証明書
		→ 不要
		【全国健康保険協会・健康保険組合・共済組合に加入される方】
		・新しい医療保険の資格情報が確認できる資料の写し
		→ 受診者分(受診者の医療保険の資格情報が確認できる資料に、
		被保険者の記載がなければ、被保険者分も必要)
		· 市民税·県民税(所得·課税)証明書
		① 受診者=被保険者であって課税の場合
		→ 不要
		② 受診者=被保険者であって非課税の場合
		→ 受診者分(受診者が18歳未満の場合は、保護者分も必要)
		③ 受診者=被扶養者であって、被保険者が課税の場合
		→ 不要(被保険者が福井市以外に住民票がある場合は必要)
		④ 受診者=被扶養者であって、被保険者が非課税の場合
3		→ 被保険者分
3	疾病を追加、変更するとき	・受給者証 小児児県株内佐佐医療事士公司内内達書/※母子江内達書/様子第1月)
		・ 小児慢性特定疾病医療費支給認定申請書/登録者証申請書(様式第1号)
		・医療意見書および必要に応じて関連する添付書類

No.	変更の内容	主な必要書類
4	「高額かつ長期」を申請するとき	・受給者証
		・ 小児慢性特定疾病医療費支給認定申請書/登録者証申請書(様式第1号)
		・ 重症患者認定申告書(様式第2号)
		・ 医療費総額が確認できるもの
		→自己負担上限額管理票、領収書の原本など
5	重症患者認定申請をするとき	・受給者証
		・ 小児慢性特定疾病医療費支給認定申請書/登録者証申請書(様式第1号)
		・ 重症認定申告書(様式第2号)
		・ 医療意見書または障害年金証明書または身体障害者手帳
6	人工呼吸器等装着者に該当するよ	・受給者証
	うになったとき	・ 小児慢性特定疾病医療費支給認定申請書/登録者証申請書(様式第1号)
		・人工呼吸器等装着者証明書(様式第3号)
7	同一医療保険世帯の中で、新たに	・ 受給者証(小児慢性特定疾病または指定難病)
	小児慢性特定疾病や指定難病医	→受診者及び按分対象者分
	療費の助成を受けることになったと	・同意書
	き	・ 新しい医療保険の資格情報が確認できる資料の写し
		・ 小児慢性特定疾病医療費支給認定申請書/登録者証申請書(様式第1号)
8	生活保護を受給するようになったと	・受給者証
	き	・同意書
		・ 小児慢性特定疾病医療費支給認定申請書/登録者証申請書(様式第1号)
		・ 小児慢性特定疾病医療受給者証等記載事項変更届(様式第5号)
		・ 生活保護受給証明書(生活支援課にお問合せください)
9	治癒、死亡、市外転出のとき	・受給者証
		・ 小児慢性特定疾病医療受給者証等記載事項変更届(様式第5号)
10	受給者証を破損、汚損、紛失したとき	・ 小児慢性特定疾病医療費受給者証再交付申請書(様式第8号)
		・ 受給者証(破損、汚損等の理由で受給者証がある場合)

<留意事項>

- ※ 同意書に同意する場合
 - ・申請時に福井市に住民票がある方の「住民票」の提出が省略されます。
 - ・福井市において所得の状況等が確認できる方の「市民税・県民税 (所得・課税) 証明書」の提出が省略できる場合があります。
- ※ 受給者証の原本が必要な手続があります。

郵送でお手続きされる場合、原本を一定期間お預かりすることがありますので、余裕をもった申請をお願いします。

※ 更新申請後に、受診している医療機関に変更・追加があっても事前申請の必要はありません。 指定小児慢性特定疾病医療機関に指定されているかどうか、各自治体のホームページ等で必ず確認したうえで 受診してください。

> <申請方法や詳細に関するお問合せ> 福井市保健所 地域保健課 保健支援係 〒910-8004 福井市西木田2丁目8-8

TEL:0776-33-5185